

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第15号

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則
四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（平成15年四日市市規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療費の助成対象者)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす夫婦に対し、不妊治療に係る医療費（以下「医療費」という。）の助成を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は次の各号に掲げる社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者若しくは被扶養者であること。<u>ただし、夫婦のうち不妊治療を受けた者の配偶者が国外に在籍し、又は在住している等の事由により、被保険者又は被扶養者になり得ない場合はこの限りでない。</u></p> <p>アからオまで (略)</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(医療費の助成対象者)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす夫婦に対し、不妊治療に係る医療費（以下「医療費」という。）の助成を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は次に掲げる社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者若しくは被扶養者であること。</p> <p>アからオまで (略)</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>

(助成対象となる医療費の範囲)

第3条 助成対象となる医療費の範囲は、医師が必要と認めた治療であつて、日本国内の医療機関で受診したものに係る医療費のうち、国民健康保険法及び社会保険各法の規定により保険者が負担し、又は助成することとなる額を除いた額（以下「自己負担額」という。）及び助成の申請に係る証明書料とする。ただし、次の各号に掲げる治療法等に係る医療費並びに差額ベッド代（個室使用料）、食事代及び凍結保存に係る費用は、助成の対象としない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 鍼灸治療

(6) 妊娠しやすい体質改善にかかる漢方薬等の処方

2 (略)

(助成金の交付申請)

第4条 (略)

2及び3 (略)

4 助成金の交付申請は、1の年度の医療費の合計額を1回として申請するものとする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する場合で、三重県特定不妊治療助成事業に該当する治療に係る助成金の交付申請はこの限りでない。

(助成対象となる医療費の範囲)

第3条 助成対象となる医療費の範囲は、医師が必要と認めた治療であつて、日本国内の医療機関で受診したものに係る医療費のうち、国民健康保険法及び社会保険各法の規定により保険者が負担又は助成することとなる額を除いた額（以下「自己負担額」という。）及び助成の申請に係る証明書料とする。ただし、次の各号に掲げる治療法等に係る医療費並びに差額ベッド代（個室使用料）、食事代及び凍結保存に係る費用は、助成の対象としない。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

(助成金の交付申請)

第4条 (略)

2及び3 (略)

4 前項第3号及び第4号に規定する場合の助成金の交付申請は、1の年度の医療費の合計額を1回として申請するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う不妊治療に対する医療費の助成から適用し、同日前に行う不妊治療に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

(こども未来部こども保健福祉課)